

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
			円	円	円	円	円	円	円	円	区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	・	・	・
											社会保険料等控除後の賞与の金額 ^①	円	円	円
											$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ^②			
											②に対する月額表に定める税額 ^③			
											算出税額 (③×6又は12)			
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
											区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	・	・	・
										社会保険料等控除後の賞与の金額 ^①	円	円	円	
										$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ^②				
										②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ^③				
										③に対する月額表に定める税額 ^④				
										④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ^⑤ に対する月額表の税額				
										算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申請書の受付月日		徴収猶予承認月日		徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額		円				
	月	日	月	日	自	月	日	至	月		日			

【源泉徴収税額表】

月々（日々）の給与や賞与などから源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の税額は、「令和6年分 源泉徴収税額表」を使用して求めることができます。

なお、「令和6年分 源泉徴収税額表」の税額については、令和5年分から変更はありません。

令和6年分 源泉徴収税額表



【年末調整がよくわかるページ】

国税庁ホームページに、「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

このページの「源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ」には、年末調整の手順や源泉徴収票の作成等について解説した動画、パンフレット及び扶養控除等申告書等の各種様式を掲載しています。

また、年末調整の計算において使用する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」及び「年末調整のための算出所得税額の速算表」も掲載しています。

さらに、このページの「給与所得者（従業員）の方へ」には、扶養控除等申告書の記載例など従業員の方が各種申告書を記載する際に役立つ情報を掲載しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和6年分の各種情報については、令和6年10月頃に掲載いたします。